

(電子メール施行)
高 第 2 1 7 1 号
令和 4 年 2 月 28 日
【令和 4 年 3 月 22 日一部修正】

各高齢者福祉施設長 様
各介護サービス事業所の長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

濃厚接触者については現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 44 条の 3 第 1 項に規定に基づく外出自粛要請により、不要不急の外出はできる限り控えること等を要請しているところです。

介護従事者に係る当該要請に関して国は、医療従事者に対する対応を参考にした令和 4 年 1 月 21 日付け国事務連絡により、介護従事者である濃厚接触者を介護に従事させることを不要不急の外出に当たらないものとする特例を沖縄県に限り適用してきたところですが、このたび下記 1 (1)の当該国事務連絡の改正で本県所在の高齢者施設等にも適用され、下記 1 (2)の国事務連絡により他の都道府県にも適用されることとなったところです。

これらのことを踏まえ、本県も、感染者が入所する施設等で外部からの応援職員の確保が困難なもので、別紙「介護従事者である濃厚接触者の特例の条件(兵庫県)」を全て満たす場合に限り、当該特例を可能とすることとしましたので、お知らせします。

なお、当該特例を適用し濃厚接触者を介護に従事させた施設等にあつては、その旨速やかに下記 2 により本県に報告いただきますようお願いいたします。

各施設等におかれましては、当該特例について下記資料等を踏まえ対応いただくこと、また、今後も引き続き感染防止対策を徹底した上で事業を実施いただきますことを改めてお願いいたします。

記

1 国事務連絡(介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について)

(1) <https://www.mhlw.go.jp/content/000899099.pdf>

(2) <https://www.mhlw.go.jp/content/000913846.pdf>

※国ホームページ(国事務連絡掲載箇所)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

2 特例適用の報告(電子申請システム)

(1)パソコン URL :

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1646119617575>

(2)スマートフォン QR コード :



※ 介護従事者である濃厚接触者を介護に従事させた場合、(1)又は(2)いずれかのリンク先から、電子申請システムによる報告を行うこと。

3 その他

(1) 県事務連絡(社会福祉施設等の感染者発生時における初動体制構築指導事業への感染管理認定看護師等の派遣について)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/hpkeisaiyou.pdf>

※別紙区分6中「感染症発生時の初動体制構築に関する指導」に係るもの

(2) 県事務連絡(地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間等について)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/20220203-kaisei.pdf>

※通常の場合(今回通知する特例以外の場合)の取扱いに係るもの

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当) e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--

介護従事者である濃厚接触者の特例の条件(兵庫県)

●特例を適用する施設等は、次の区分1から6までの条件全てに該当すること。

区分	条件
1	<p>対象者の従事する施設等が、次の①～③に全て該当すること。</p> <p>① 次のいずれかの高齢者入所施設等であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所</p> </div> <p>② 当該施設等が、感染者又は濃厚接触者である利用者が入所していること。</p> <p>③ 当該施設等が、外部からの応援職員の確保が困難なものであること。</p>
2	<p>対象者の業務が、他の介護従事者による代替が困難なものであること。</p>
3	<p>① 対象者が、ワクチンの追加接種を接種済みであること。ただし、2回目接種から6か月以上経過していないことにより未接種の場合は2回目接種済みであること。</p> <p>② 対象者が、上記①のワクチン接種後14日経過した後に感染者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。</p>
4	<p>① 対象者が、無症状であること。</p> <p>② 対象者が、毎日業務前に検査(※1)により陰性の確認(※2)を受けていること。</p> <p>※1 検査は、核酸検出検査又は抗原定量検査によること。ただし、これが困難な場合は、抗原定性検査キットによることも差し支えない。</p> <p>※2 陰性の確認は、感染者との接触など最終曝露日から5日目に陰性が確認されるまでの間行うこと。</p>
5	<p>対象者の従事する施設等の管理者が、対象者の業務従事を了解していること。</p>
6	<p>施設等の次の①～③を事業所として実施する体制について、感染者発生時の初動体制構築に関する指導(※3)において確認を受けていること。</p> <p>① 対象者が無症状であることなど健康状態を確認できる体制</p> <p>② 検体採取、結果判定、検査キットの確保など適正な検査が実施できる体制</p> <p>③ 防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理など施設内での感染拡大を防ぐための対策が実施できる体制</p> <p>※3 健康福祉事務所(保健所)によるもの、公益財団法人兵庫県看護協会から紹介を受け県が派遣する感染管理認定看護師等によるもの等をいう。</p>

※令和4年3月22日一部改正